

# 「（仮称）子どもを守る都市宣言」 について

子ども部 子ども政策課

日時：令和5年5月11日（木）  
14：35～15：30

会場：宇都宮市役所 14階 14大会議室

# Point



本宣言に盛り込むべき視点  
について

# 1 本宣言の制定を目指すに至った経過

## (1) 国の動き

「こども基本法」が令和5年4月から施行されたほか、国は、令和5年度中に、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定める「こども大綱」の策定を予定している。

- ・ **「こども家庭庁」の設置（令和5年4月～）**

⇒ こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進する組織

- ・ **「こども基本法」の施行（令和5年4月～）**

⇒ こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法

- ・ **「こども大綱」の策定（令和5年秋頃）**

⇒ こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定める大綱（「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」の内容を含む）

## (2) 本市の現状

「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画」に掲げる「全ての子どもが安心して健やかに成長できる社会の実現」に向け、「宮っこの居場所づくり事業」などのこれまでの取組に加え、本年度からは、「こども家庭センター」を設置するなど、新たな施策にも取り組み、対象者に寄り添いながらきめ細かい対応をしている。

### 《参考》こども家庭センター

#### 【概要】

妊娠から子育てまでの切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てることのできるまちの実現に向け、健康相談等の母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」と虐待対応などの児童福祉を担う「こども家庭総合支援拠点」の機能を一体化したもの

#### 【主な業務等】

- ・ 支援が必要な妊産婦や子ども等を対象としたサポートプランの作成
- ・ 寄り添った相談支援を行うための相談窓口の設置 など

子どもが安心して健やかに成長できる社会  
の実現



子ども施策をさらに推進するためには  
地域社会全体が一体となって取り組む必要性

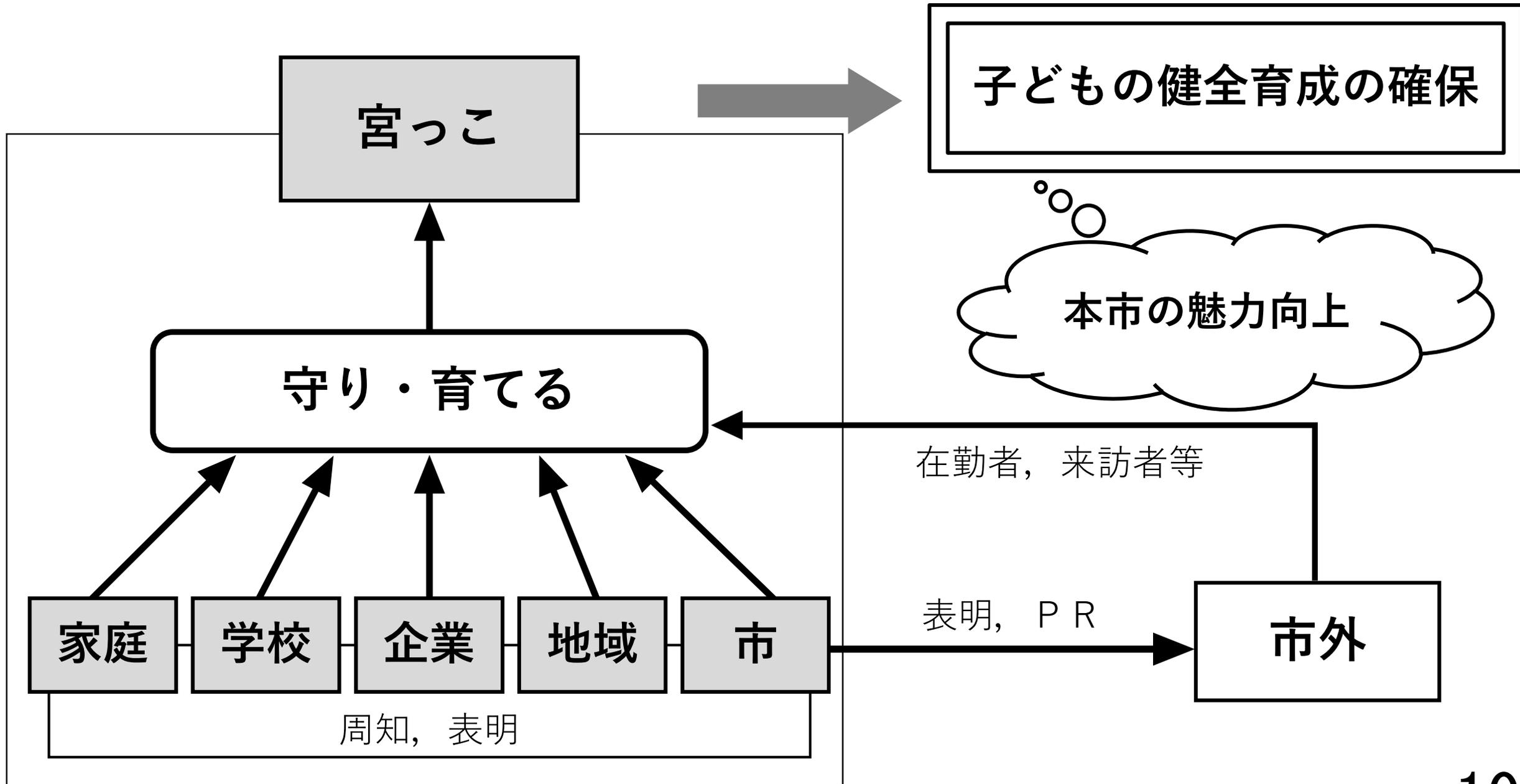
## 2 本宣言の目的と主な内容

## ○ 目的

子どもの貧困や虐待などが問題となる中、子どもが安心して、健やかに成長していくためには、**これまで以上に子どもを守り・育てることが重要**であり、それを広く共有し、地域社会が一体となって実践するため、宣言を制定し、市内外に表明する。

## ○ 主な内容

- 市民と行政がともに力を合わせ，一体となって子育てを支援する
- 家庭や学校をはじめ，地域，企業など，地域社会全体で子どもを守り・育てる社会を目指す など



# 3 他都市の取組

## ○ 他都市の事例に基づく分類

No.	分類	内容
①	青少年健全育成に関するもの	青少年の健全育成に関する施策を推進するもの
②	子どもの権利に関するもの	子どもの権利を保障し，それに関する施策を推進するもの
③	子ども・子育て支援に関するもの	子どもに関する施策や子育てに関する施策等を推進するもの
④	子どもの個別分野に関するもの	子どもに対する虐待やいじめなど，個別分野の施策を推進するもの

# ① 青少年健全育成に関するもの

## 大阪府豊中市【青少年健全育成宣言（S60.10制定）】

青少年が健やかにたくましく成長することは、市民すべての願いです。

私たちは、次代を担う青少年一人ひとりが真理と平和を求め、互いの人格を尊重し、自己の役割と責任を自覚し、希望に満ちた明るい未来を築く人間に育つことを期待します。

そのためにすべての市民は、多くの困難にうちかち正しく強く生きぬく力を持った青少年を育てなければなりません。

ここに豊中市は、意義ある国際青年年にあたり、青少年が未来に向かって限りなく伸びていくことを希求して「青少年健全育成宣言」を宣言します。

## ② 子どもの権利に関するもの

### 富山県黒部市

#### 【こどもの権利宣言～こどもと大人の約束～（R4.11制定）】

わたしたちは、

- 一、すべてのこどもの命が守られる「生きる権利」を尊重します。
  - ・すべてのこどもは、命が守られ、安全で安心して生活することができます。
  - ・互いを尊重し合い、誰もが大切にされます。
  - ・誰もが自分らしく生きることができます。
- 一、こどもの力を伸ばし、成長できる「育つ権利」を尊重します。
  - ・一人ひとりが教育を受け、その力を伸ばすことができます。
  - ・遊び、スポーツ、芸術などを通して、みんなで楽しみ高め合うことができます。
  - ・失敗しても何度でも挑戦することができます。

(次ページへ続く)14

## 一、暴力や争いなどから「守られる権利」を尊重します。

- 自分の発言や行動に責任をもち、自分で考えて行動できます。
- 困ったときは安心して相談できます。
- 心や体が傷ついたときには回復するまで手当をしてもらえます。
- 誰もがいじめや差別、体罰や虐待などから守られます。

## 一、自由に意見を表明したり、参加したりできる「参加する権利」を尊重します。

- 互いに交流し、みんなで話し合っ決めて決めることができます。
- 誰もが自分の意見や考えを表現し、受け止めてもらえます。
- 仲間とともに目標を設定し、その実現に向かって活動できます。

### ③ 子ども・子育て支援に関するもの

#### 京都府亀岡市【子どもファースト宣言（R4.8制定）】

子どもの未来は、わがまちの未来

子どもの未来は、日本の未来

子どもを応援することが持続可能な輝かしい世界につながる

**「すべての子どもたちが光り輝く 笑顔あふれるまち」**

一人よりも二人、二人よりも三人、より多くの子どもたちが健やかに成長し子どもたちの笑顔があふれるまちを目指します。

子どもを本気で応援するまちへ「子どもファースト」を宣言します

子どもに優しいまちづくりに取り組みます

子どもを応援するまちづくりに取り組みます

子育てに優しいまちづくりに取り組みます

## ④ 子どもの個別分野に関するもの

### 三重県桑名市【子どもを虐待から守る都市宣言（H25.7制定）】

子どもは、家族にはもちろん、地域・社会の宝であり、未来を担う希望です。

子ども一人ひとりの豊かな成長は、だれからも妨げられてはいけません。

ましてや、子どもの命や心が脅かされることはあってはなりません。

ここ桑名に暮らすわたしたちは、子どもの健やかな成長を願い、子どもたちが伸びやかに生活できることを望みます。

虐待は身近に起こりうることと心に刻み、子育てに不安や悩みを感じている家庭に気を配り、わたしたち全員で子育てを支えるまちにしていきたいと思えます。

わたしたち桑名市民は、ここに3つの思いを掲げ、子どもの笑顔を守り、大人の笑顔も輝くまちをつくることを決意し、桑名市を「子どもを虐待から守る都市」とすることを宣言します。

#### 〈3つの思い〉

まもる 子どもの命・こころ・育ちを守ります。

つながる 家庭・地域・関係機関など、子どもにかかわるすべての人がつながりを深め、ともに助け合います。

まなぶ 一人ひとりが虐待について知り、ともに学び、考えます。

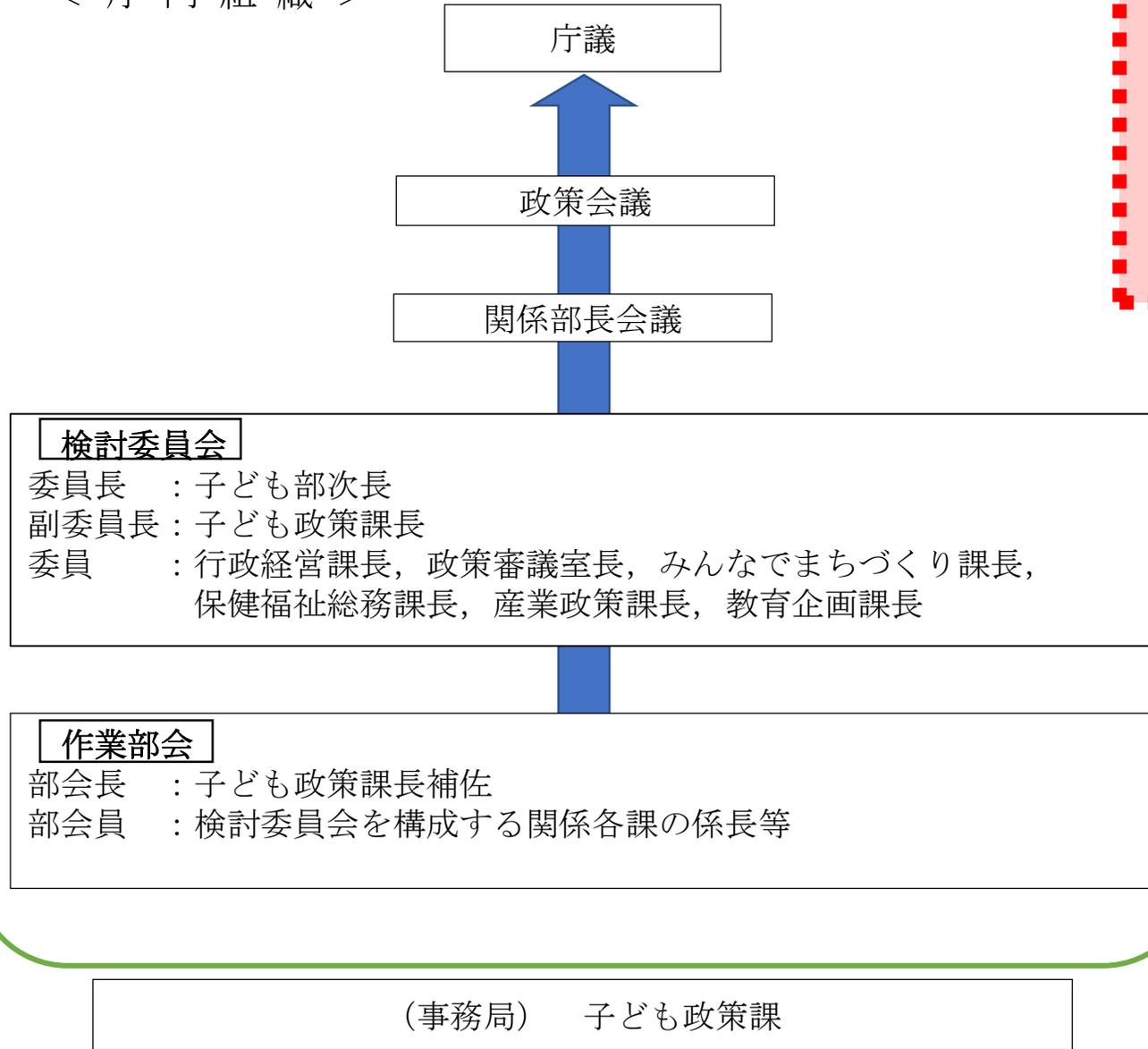
## ○ 本宣言の目指す姿（案）

地域社会が一体となって子どもを守り・育てるという目的に向けて、本市の子ども施策を統一的に推進するため、特定の分野にとどまらない、子ども施策の指針となる包括的な内容（分類①～④含む。）の宣言とする。

# 4 体制・スケジュール

# 「（仮称）子どもを守る都市宣言」制定に係る検討体制

## < 庁内組織 >



## < 庁外組織 >

### 宇都宮市子ども・子育て会議

構成委員：学識経験者，子ども子育て支援関係団体事業者 など

意見

意見聴取

意見

意見聴取

意見

意見聴取

反映

### < 子どもの意見の反映 >

イノベーションmiyaユース会議事業

### < 議会の意見の反映 >

議員説明会等

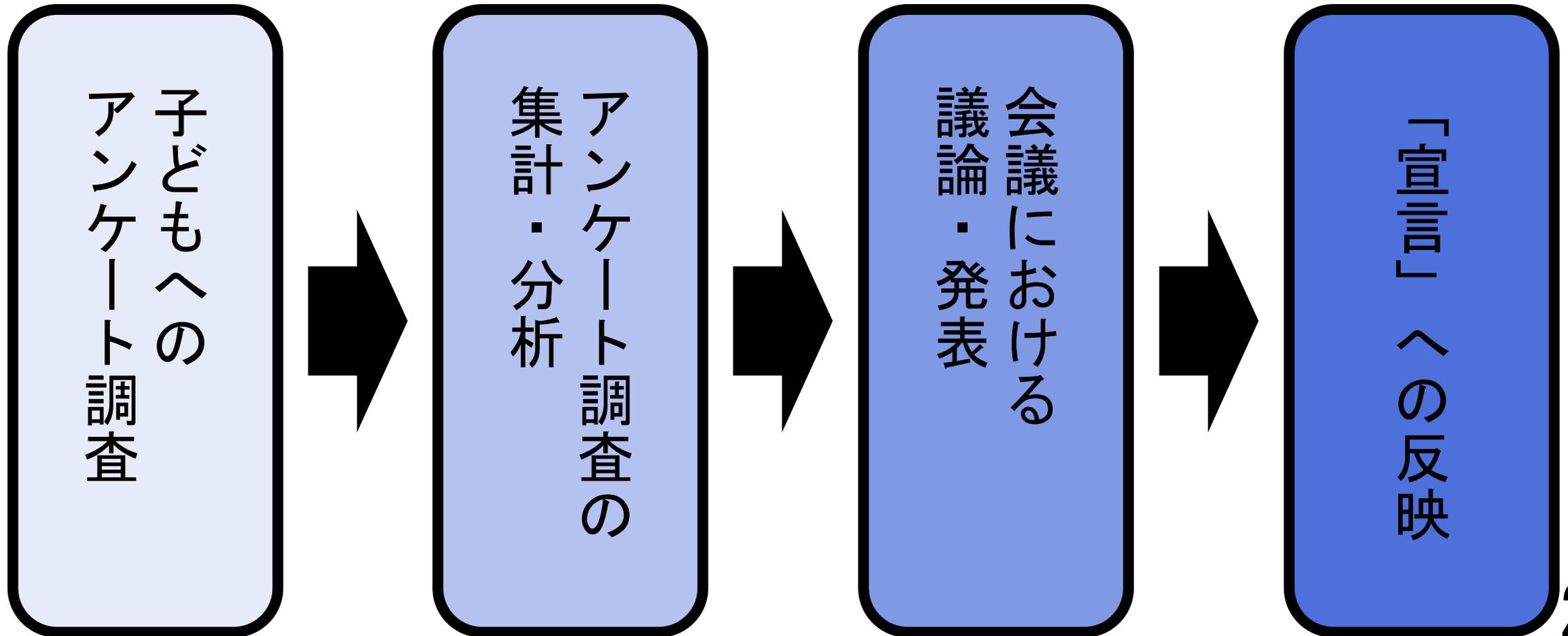
### < 市民意見の反映 >

市民アンケートの実施

パブリックコメントの実施

# ○ イノベーションmiyaユース会議事業の概要

本市の施策事業に係る意見表明と、それを子どもが共有できる機会を提供するため、アンケートにより広く子どもの意見を集約し、会議においてその内容について議論を行う。



# 今後のスケジュール

令和5年	5月	子ども・市民へのアンケート調査の実施 ⇒ <b>参考資料</b> 参照
	6月	アンケート結果の分析
	7月	イノベーションmiyaユース会議 <b>宇都宮市子ども・子育て会議</b> ⇒ <b>アンケート結果（速報）</b>
	8月	<b>宇都宮市子ども・子育て会議</b> ⇒ <b>素案の提示</b>
	9月	パブリックコメント
	10月	<b>宇都宮市子ども・子育て会議</b> ⇒ <b>案の提示</b>
	11月	庁議付議
	12月頃	イベント開催